

横須賀市工場立地法市準則条例

工場立地法の対象工場で、現行基準の設けられた昭和 49 年より前から操業を開始している工場の多くは、既存不適格な状態（敷地面積に対して緑地面積率等が基準を満たしていない）で、現状では新たな設備投資やこれに伴う緑化が困難になっています。

既存工場への設備投資支援、工場敷地周辺や屋上などへの効果的な緑化を促し、設備投資と調和した実現可能な緑化を進めるため、工業専用・工業地域について、平成 25 年 4 月 1 日から基準を緩和することとしました。

1. 工場立地法とは

工場立地法の対象は製造業、電気・ガス・熱供給業で、敷地面積 9,000 m²以上、又は建築面積 3,000 m²以上のものが対象になります。

2. 内容

① 敷地に対する環境施設及び緑地面積率の基準を緩和します

区域ごとの基準	現行（県基準）の内容		市条例の内容	
	環境施設面積率	緑地面積率	環境施設面積率	緑地面積率
工業専用・工業地域	20%以上	15%以上	10%以上	5%以上
準工業地域	25%以上	20%以上	変更なし	変更なし
住居・商業系地域	30%以上	25%以上	変更なし	変更なし

- ◆ 準工業地域、住居・商業系地域については現行のままとなります
- ◆ 環境施設面積：緑地面積の他、池等の修景施設やグラウンド等の運動施設

② 重複緑地面積算入率の基準（すべての区域に該当）を緩和します

基準	現行（国基準）の内容	市条例の内容
重複緑地面積算入率	緑地面積率の 25～50%以下	緑地面積率の 50%以下

- ◆ 重複緑地面積：
屋上緑化や駐車場緑化など、同じ敷地に緑地とその他の施設が重なっている面積

3. お問い合わせ

対象になる工場と思われる方は、下記担当までご連絡ください。

横須賀市経済部企業誘致・工業振興課 工業振興担当

TEL：046-822-8288

Mail：ip-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp